

# 文京愛菊会・旅費規程

(目 的)

第1条 この規定は、文京愛菊会の役員及び役員以外の者が会務のために出張する場合に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員会及び理事会への業務遂行するために交通費等が発生した場合には、旅費を支給する。

2 役員以外の者が、本会の依頼に応じ用務のため出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

3 旅費の支給は、自宅より目的地までのバス、鉄道等々の実費支給とする。  
ただし、100円未満の端数が出た場合は、切り上げる。

4 旅費を支給する会議等々は、次のとおりとする。

(1) 役員会、理事会、会計監査、本会が認めたもの。

(2) その他会長が認めたもの。

(委 任)

第3条 この旅費規程に定めない事項については、会長が別に定める。

(付 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。